



裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年10月6日に提起した、上記処分庁による令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第

24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、令和■年■月■日から、処分庁から法による保護を受けていた。
- (2) 審査請求人は、処分庁に対し、令和3年6月18日、審査請求人の■（以下「■」という。）と同居するため転居する旨報告するとともに、同年7月16日、転居に係る敷金及び礼金の見積書並びに診断書を提出した。
- (3) 処分庁は、同日、審査請求人のかかりつけ医である■■■■■の■■■医師に対し、審査請求人の病状調査をしたところ、同月28日、「単身生活をしていることで、病状の再燃を繰り返しており、社会生活で患者は孤立しやすい状況にある。理解者である■との同居は病状が改善、再発の予防に必要な状況と考えます。」との回答があった。
- (4) ■は、同年8月10日、処分庁に対し、審査請求人の代理人として、転居に係る転居希望先の賃貸住宅の契約金概算書を添付して、住宅扶助費を支給することを求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）書を提出した。
- (5) 処分庁は、同月17日、■から、扶養届書（以下「本件扶養届書」という。）の提出を受けた。
- (6) 処分庁は、同月25日、審査請求人から、■■■■へ転居したため保護廃止を希望する旨の保護変更申請書の提出を受けた。
- (7) 処分庁は、■月■日付けで、審査請求人に対し、本件申請を却下する旨の本件処分を行った。本件処分の通知書（以下「本件処分通知書」という。）には、処分の理由として、「生活保護手帳2021P339第7-4-課長問答問7の30（答）1～18に該当しないため不支給」と記載されていた。
- (8) 審査請求人は、同年10月6日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

狭い廊下やキッチン、浴室で転倒して頭を強打するなどした場合は独居では救急車を呼ぶことも難しいため、病状改善の見込みがあるのであれば、その診断に従うことにした。 [REDACTED]

[REDACTED]

審査請求人の状況は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問30答の12項目目に該当する。

[REDACTED]

[REDACTED]

本件処分は誤りであり、法や課長通知に記載されているとおり、支給されるべきである。

[REDACTED]

請求人が住む賃貸に [REDACTED] が転居した場合、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 可能性すらある。それらの為に、仕事を退職することになるため、請求人の生活支援を行いながら請求人の住む賃貸に [REDACTED] が転居するこ

とは病状を鑑みれば不可能である。■が生活基盤を壊し、生命を危険にさらして迄請求人を引き取ることは本末転倒であり実施機関がそれらの事情を把握しておらず調査すらしていないことは明らかである。

2 処分庁の主張

審査請求人が一時扶助の支給を求める転居は、扶養届書に基づき、■が審査請求人の引取りを行うものである。次のとおり、「転居に際し敷金等を必要とする場合」に該当するか否かを生活保護手帳2021P339第7-4-課長問答問7の30（答）1～18に則して該当するか検討を行い、処分庁は、本件処分を行っている。

その中で、12「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」については、病状の把握のために審査請求人に関して病状調査表の記載をかかりつけ医に依頼。病状調査表には、「単身生活をしていることで、病状の再燃を繰り返しており、社会生活で患者は孤立しやすい状況にある。理解者である■との同居は病状の改善・再発の予防に必要な状況と考えます。」と記載があったものの、■宅に審査請求人が転居するか、審査請求人宅に■が転居することでも同居は可能なため、これに該当しないと判断する。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、住居、補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲において行われる（法第14条）。
- (2) 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定し

て差し支えないこととされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）力）。

- (3) 課長通知第7問30答には、局長通知第7の4（1）力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」として18の要件が列挙されており、本件に関わるものとして次の要件が規定されている。

「12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」

- (4) 処分の理由付記について

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項）。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる（同項ただし書）。前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない（同条第2項）。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 被保護者に敷金等の転居費用を住宅扶助として支給することができるのは、「被保護者が転居に際し敷金等を必要とする場合」（局長通知第7の4（1）力）として、課長通知第7問30答各号に列挙された要件に該当する場合に限られるとされている。そして、この要件に該当するか否かの判断は、被保護者の生活実態を知悉する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると言うべきであって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところ

がないかを検討し、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の行使としてされた処分が違法又は不当なものになると解される。

- (2) 処分庁は、本件の判断に当たり、審査請求人について、上記課長通知の要件に該当するか否かについて、病状を把握する主治医の意見の他、生活実態や嘱託医の意見、さらには審査請求人を引き取る親族の意向や状況を踏まえ、総合的に判断することになる。

本件について見ると、処分庁が実施した病状調査で、主治医は「

とされている。

- (3) この点、処分庁は、病状調査の結果を把握しつつも、■宅に請求人が転居するか、請求人宅に■が転居することで同居は可能なため、課長通知第7問30答にある局長通知第7の4.(1)カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の12「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当しないと判断するとともに、その他の要件についても該当しないと判断したため、転居費用について不支給と決定した。

しかし、本件に現れた記録を見る限り、処分庁が「■宅に審査請求人が転居するか、審査請求人宅に■が転居することで同居は可能」と判断するにあたり、処分庁が審査請求人や■にその状況を確認した事実等は確認できない。

審査請求人が■宅に転居することは、当時■が独身寮に居住していたことから困難であり、また■が審査請求人宅に転居することも、■が■とする審査請求人の訴えが事実であるとするれば、困難であったと推定される。

処分庁は、判断の基礎となる同居の可能性を検討するにあたり、審査請求人及び■に対する聴取が不十分であり、さらに詳細な調査を行う必要があったものとする。

(4) 以上によれば、本件処分は、審査請求人の病氣療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当するかの判断において、その判断のための重要な事実の基礎となる情報に対する十分な調査が尽くされているとはいえないことから、判断のための重要な事実の基礎を欠いたものといわざるを得ず、本件申請を却下した処分庁の判断は違法であり、本件処分は取消しを免れない。

(5) また、本件処分は、審査請求人が、本件申請を行ったのに対し、処分庁がその申請を拒否した処分であるから、行政手続法第8条の適用を受けるものである。

同条第1項本文が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならないとしている趣旨は、不利益処分（同法第2条第4号）の場合について定める同法第14条第1項本文と同様に、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるところ、同法第8条第1項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかについては、同法第14条第1項本文に基づく理由の提示と同様に、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきものと解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決）。

また、提示すべき理由の内容及び程度は、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除き、いかなる事実関係に基づきい

かなる法規を適用して当該処分がされたのかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならぬと解される（最高裁判所第一小法廷昭和49年4月25日判決）。

これを本件処分についてみると、本件処分通知書の理由の欄には、「生活保護手帳2021P339第7-4-課長問答問7の30（答）1～18に該当しないため不支給」との記載がある。

この処分理由には、本件申請に対する拒否の理由として、法令及び通知等をまとめた書物の該当頁及び項目を示すのみで、処分庁がいかなる事実関係に基づきいかなる処理基準を適用して、申請を拒否すると判断したのか、審査請求人がこの記載自体からは知ることができないと言わざるを得ない。本件処分の理由が上記の処分庁の主張のとおりであるとするならば、処分庁が、本件申請に対して、その支給が認められないと判断した理由を、事実関係及び処理基準を引用して具体的に提示すべきであったと言える。

したがって、本件処分通知書の記載は、理由の提示として不十分というほかはなく、また、行政手続法第8条第1項ただし書に当たらない場合であるから、上記手続上の違法を理由として本件処分を取り消すべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年10月6日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕

